



公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」

- 基本方針 1. 人権を尊重した医療の提供
2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕
3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

令和3年6月7日発行 第406号

発行:井之頭病院相談室 0422-44-5331(代)
〒181-8531 三鷹市上連雀4-14-1
URL <http://www.inokashira-hp.or.jp>

今月の相談室だよりの紙面

- 2ページ 障害年金について
- 3ページ だよりの情報広場『三鷹市基幹相談支援センター』
- 4ページ 精神障害者保健福祉手帳診断書の助成について
自立支援医療制度/心身障害者医療費助成制度（マル障）について/編集後記



当院を利用されているご家族向けの催し

つながろう 家族のための「わわわ会」 オンライン（Zoom）で開催します！

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について一緒に学び合う場です。

1クール5回シリーズですが、どの回からでも参加できます。

5月～9月は、オンライン（Zoom）で開催します。

対象：当院に通院・入院歴がある、または医師やソーシャルワーカーの
有料相談歴のある方のご家族（アルコール依存症を除く）

参加方法：予約制（各回10名まで）

電話または直接、相談窓口（4番）までご連絡ください。参加方法をご案内
いたします。（☎0422-44-5331代）

開催日程：毎月最終土曜日 10時～11時30分

内容：各回、講義と質疑のみ。懇談（グループ）は行いません。

費用：無料 テキスト（5回分含）をご希望の方は、相談窓口（4番）で販売しています。（1冊500円）

今後の予定： 6/26 統合失調症とは 7/31 目でみてわかる「お薬」について

8/28 皆が元気に過ごせますように 9/25 いっしょに歩むリハビリテーション



準備中のプログラム

家族懇談会

ご家族の日頃の悩みや気になって
いることについてスタッフも一緒
に考える場です。



家族セルフヘルプグループ

「かけはし」

家族による家族のための相談例会です。

アルコール家族教育プログラム

アルコール依存症に関するビデオ
を用いた学習と講義です。



アルコール家族ミーティング

ご家族自身の気持ちを話す場です。
他のご家族の話聞くだけでも構いま
せん。

アルコール家族教育プログラム、家族ミーティングは、本格的な再開に向けて準備中です。アルコール教育プログラムは、一部のプログラムをオンラインで配信しています。詳しくは病棟スタッフにおたずねください。

ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧いただけます

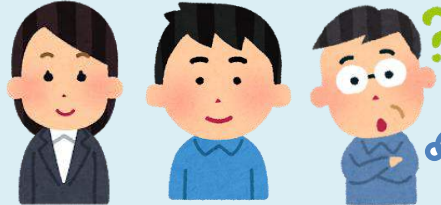
井之頭病院ホームページより「精神保健福祉相談」⇒ 相談室だより「ダウンロード」をクリック



障害年金をご存知ですか？

年金というと、高齢になったときにもらえるものというイメージがあるかもしれませんが。障害年金は年金加入中に病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に申請により受け取ることができる年金のことです。精神障害もその対象になります。今回は障害年金の請求の流れについてご紹介します。

病気やケガで初めて医師の診断を受けた（初診日）のはいつだったか？



障害年金を受け取ることができる障害の状態なのか？
初めてかかった病院はどこだったか？

まずソーシャルワーカーや主治医などに障害年金について相談しましょう。
障害の状態にもよりますが初診日から1年半後に障害年金の請求ができるようになります。

★障害基礎年金請求

初診日に国民年金に加入していた方、
20歳前に初診日がある方
→お近くの年金事務所やお住まいの役所に相談ができます。

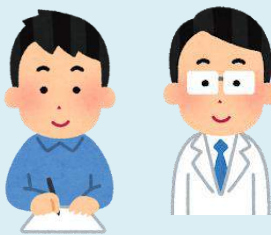


★障害厚生年金請求

初診日に厚生年金に加入していた方
→お近くの年金事務所で相談ができます。
(初診日時点で共済組合等に加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等)

請求先の窓口で「障害年金を申請したい」と相談、確認(*1)必要書類をそろえます。

受診状況等証明書(*2)の作成を依頼します。
病歴・就労状況等申立書(*3)を記入します。



診断書の作成を主治医にお願いします。

障害年金請求に必要な書類をそろえましょう。一人で作成が難しい時はソーシャルワーカーなどに相談しましょう。書類がそろったら請求先の窓口で提出します。

*1 障害年金を請求するためには3つの条件（受給3要件）があります。

①国民年金や厚生年金に加入している間に初診日があること、②初診日の前日に保険料の納付の条件を満たしていること、③障害の状態がある程度以上の重さがあり、それが最低1年以上持続すること。ただし、20歳前の初診の場合には、被保険者でなくともよく、60～65歳の間の初診は被保険者でなくとも60歳前までに保険料の納付の条件を満たしていればOKです。(参考 「自分たちで考えよう 障害年金の具体的な改善策 新障害認定ガイドラインのここが問題！」 2017年 日本障害者協議会 精神障害年金研究会 P8～P11)

*2 受診状況等証明書・・・初めてかかった医療機関に初診を証明してもらうための書類です。

*3 病歴・就労状況等申立書・・・本人や家族が本人の生活の様子を記入する書類です。

障害年金の請求をお考えの方や詳しく知りたい方は
4番相談窓口や病棟担当ソーシャルワーカーにご相談ください。



だよりんの情報広場



今回は三鷹市基幹相談支援センター雨宮様にご寄稿いただきました。

三鷹市基幹相談支援センター

～取り組みのご紹介～

基幹相談支援センターって
なんだろう？

■■連絡先■■

TEL 0422-45-1151 内線 2656
8:30～17:00（土日祝日はお休み）

■■所在地■■

三鷹市野崎 1 丁目 1 番 1 号
三鷹市役所障がい者支援課内
（市役所 1 階 15 番窓口）

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいの種別にかかわらず、障がいのある方や家族、支援者から相談を受け、必要な助言や情報提供など支援を行う機関です。面談をご希望の際は、事前に電話でのご予約をお願いします。

どんな相談ができるのかな？

① 総合相談・専門相談

「どこに相談したらよいかわからない…」「どのような支援が受けられるのかな…？」と思うことはありませんか。三鷹市基幹相談支援センターでは、障がい種別にかかわらず、お話を伺います。ご相談の内容に合わせて、必要な福祉サービスや社会資源、専門機関の紹介等を行います!!【予約制】

■■発達障がい■■

- ・電話や窓口での相談
- ・心理職による個別相談会

■■高次脳機能障がい■■

- ・電話や窓口での相談
- ・医師や療法士等による個別相談会
- ・作業療法士による訪問相談会

② 地域移行・地域定着

退院・退所の相談をお受けします!!

病院・施設等へ入院・入所されている障がいのある方が、在宅やグループホームなどへ移行をする場合に、関係機関と連携をとりながら、地域での生活の実現に向けて支援します。直接のご相談以外にも、医療機関の相談室等を通してのご相談も可能です。

③ 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援体制の充実を目指します!!

障がいのある方の生活を充実させるために、地域の相談支援事業者等への支援に取り組みます。連絡会（事例検討会や研修会）をとおして相談支援の充実を図っていきます。

④ 権利擁護・虐待防止

皆様の安全・安心の生活に向けた支援をします!!

成年後見制度の導入について専門機関と連携しながら、必要な情報を提供します。また「障がい者虐待防止センター」として虐待を発見した方やご本人の通報・相談に対応します。

⑤ 地域生活支援拠点

皆様の地域での末永い暮らしを応援します!!

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた支援を行うため、市内の複数の機関が相互に連携し、障がい者等の生活を地域で支える仕組み作りを進めます。



★ぜひご相談ください!どうぞよろしくお願ひいたします★



次号は…





精神障害者保健福祉手帳診断書料の助成について

精神障害者保健福祉手帳の申請時に必要な診断書料金が助成される制度を設けている自治体があります。各自治体により、助成される金額や申請方法等が異なります。また精神障害者保健福祉手帳申請用診断書の他、自立支援医療制度や身体障害者手帳、療育手帳申請に必要な診断書も助成の対象としている自治体もあります。



まずは、ご住所のある各自治体にご確認ください。

【助成制度の例】

助成対象の診断書	助成金額	申請に必要なもの	申請窓口
<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳¹用 自立支援医療制度²申請用 身体障害者手帳³用 療育手帳⁴用 	<ul style="list-style-type: none"> 3000円～5000円 必要な診断書料金の半額 全額 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 診断書料の領収書 (原本/写し) 申請用紙 <p style="text-align: center;">等</p>	各自治体の担当窓口

¹：精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。(出典：厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/techou.html

²：自立支援医療制度についてはこの紙面の下半分でご案内しています。

³：身体障害者手帳は、1級～6級まであり、身体に障害がある人(児)が、各種の援護を受けるために必要な手帳として交付されます。

⁴：療育手帳は、知的障害のある人(児)が、各種の援護を受けるために必要な手帳として交付されます。障害の程度を総合的に判定し、1度～4度に区分をして手帳に記載します。東京都は「愛の手帳」といいます。

(参考：2019 福祉の手引き p98-99 東京都)

自立支援医療制度をご存知ですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際に登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です。

また、対象者の「世帯」の所得等に依りて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書が必要になります。当院での診断書料金は5,500円です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度（マル障）をご存知ですか？

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(※)は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での(精神科以外でも)外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります(ただし、入院中の食事療養費は対象外)。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。

編集後記：もう梅雨ですね。今年是最速の梅雨入りだったようですね。この季節はお洗濯が困りますね。毎年つけている梅干し、今年はどうしようかな、と思っています。(お)